

津市監査委員告示第5号

令和3年4月15日付けで提出された住民監査請求書について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づく監査の結果を、令和3年5月19日付けで別紙のとおり請求人に通知したので、同項の規定に基づき、公表する。

令和3年5月21日

津市監査委員	大	西	直	彦
津市監査委員	駒	田	修	一
津市監査委員	安	藤	友	昭
津市監査委員	西	山	み	え

## 第1 請求の受理

### 1 受理年月日

本件監査請求書は、令和3年4月15日に受理した。

### 2 請求人の住所・氏名（請求書記載順）

津市 和田 甲子雄

津市 豊田 光治

ほか市内在住の個人16名

### 3 代理人

津市丸之内33番26号（三重合同法律事務所）

弁護士 村田 正人

弁護士 石坂 俊雄

弁護士 伊藤 誠基

### 4 請求の概要

本件監査請求書、事実を証する書面及び令和3年4月28日に聴取した陳述の内容から、本件監査請求の概要は、次のとおりであると理解した。

#### (1) 主張の要旨（ほぼ原文のまま記載）

##### ア 津市集会所建築等補助金等の返還請求の不行使について

報道によれば、「①津市相生町の元自治会長田邊哲司（以下「元自治会長」という。）と塗装業の増田宏和は、共謀のうえ、平成27年2月、相生町自治会の集会所の修繕工事をめぐり、津市に虚偽の申請をして補助金100万円を騙取した。②元自治会長と増田宏和は、共謀のうえ、平成29年12月、相生町自治会の掲示板2基を設置した費用として約26万5千円を支払ったとする虚偽の領収書を津市に提出し、補助金上限額の13万円を騙取した。③元自治会長と会社員端地満は、共謀のうえ、相生町自治会に設置したごみ収集庫5基の工事代金支払額が約245万円とする虚偽の領収書などを津市に提出し、令和元年7月3日に75万円を指定口座に振り込ませて騙取した。」として、津警察署に逮捕されたあと起訴されたと報じられているが、3件の詐欺事件について、津市長は、元自治会長らに対し、騙取した補助金を返還させるための措置として、不法行為に基づく損害賠償請求をしていない。

この怠慢は、市民の血税を不当に流出させておきながら、債権の回収を怠る行為として違法であることを確認する旨の監査を求め、また、

被害回復のために速やかに損害賠償請求訴訟などしかるべき法的手段をとるように津市監査委員が津市長に勧告することを求める。

イ 資源物持ち去り防止パトロール事業について

平成27年7月から令和3年2月までの間、元自治会長に業務委託していた津市内5地区（約190自治会）の資源ごみ（新聞、雑誌）の資源物持ち去り防止パトロール事業（以下「資源ごみパトロール事業」という。）は、地方自治法（以下「法」という。）第2条が規定する「最少の経費で最大の効果」の原則に反する措置であるから、これまでの全期間における当該事業の費用対効果の検証もないままに、令和3年4月1日以降、警備会社等との間で、年間約200万円の委託費を支払って、事業を再開することは、著しく裁量権を逸脱した違法行為であるから、当該事業の差し止めを勧告することを求める。すなわち、

(ア) 平成27年7月から令和3年2月までの当該事業の費用対効果の検証をしないまま事業を再開してはならない。平成27年7月から令和3年2月までの間、元自治会長に支払った金額は、総額で5,168万6,319円であるが、津市長に対し、その間、資源ごみパトロール事業の対象5地区（約190自治会）で排出され、売上げられた金額（総額）を津市民に対して明らかにし、そのうえで、資源ごみパトロール事業の実施で、津市がいくらの損害を与えたのかを明らかにするように勧告されたい。

推定では2,254万円程度の売上げしかなかったと思われ、資源ごみの持ち去り防止を口実にした公金の不当流出であったと思われる。

(イ) 資源ごみパトロール事業は、元自治会長と、津市長をはじめ、副市長、総務部長、政策財務部長、市民部長、建設部長、環境部長などの幹部職員との官民癒着の有無の検証が終わり、津市民が納得のいく合理的な説明が終了するまで、事業再開を凍結せよと勧告されたい。

(2) 主張の理由（ほぼ原文のまま記載）

ア 津市集会所建築等補助金等の返還請求の不行使について

元自治会長らの違法行為につき、津市長は、元自治会長らに対し、詐取した補助金を返還させるために、不法行為に基づく損害賠償請求

など、しかるべき法的手段をとるべきところ、元自治会長らに対し、毅然とした態度をとらないまま、回収手続をとらずに放置している。

元自治会長の土下座、丸刈りの強要に対して、早期に対策チームを立ち上げ、警察の協力の下、毅然とした対応をとっていれば、不当要求の連鎖や詐欺事件の多発は防ぐことができたはずである。

違法に支出された公金を回収するのは、津市長が当然なすべき職務行為であるので、監査請求の趣旨記載の監査を求める。

なお、請求人らは、マスコミ報道で知った違法行為であるから、違法行為から1年以内に監査請求をしなかったことにつき、正当事由がある。

#### イ 資源物持ち去り防止パトロール事業について

(ア) 資源ごみパトロール事業は、平成27年の資源ごみ（新聞、雑誌など）の価格高騰を背景にして、持ち去り防止を目的としてはじめられたものであるが、施策の実施前に費用対効果の検討もなく、また、施策実施後にも費用対効果の検証もなされないまま、元自治会長が主催する資源ごみパトロール事業に支払われてきたものである。

津市は平成27年7月から令和3年2月に委託契約が解除されるまでの期間、対象5地区の資源ごみの売上をはるかに上回る約5,169万円を、元自治会長に支払った。資源ごみパトロール事業の対象地区の資源ごみの売上高は、これをはるかに下回るものと推定される。

(イ) 資源ごみの売却利益を津市の財政に入れることを目的とするものであったにもかかわらず、対象とされた5地区（約190自治会）の資源ごみ（新聞、雑誌など）の売上から経費（資源ごみパトロール事業委託費）を差し引いた数字が、ゼロかマイナスであれば、津市に入る金はなく、利益を得るのは資源ごみパトロール事業を委託された元自治会長だけである。

(ウ) 平成27年7月から令和3年2月に解除されるまでの間、資源ごみパトロール事業委託費は、百五銀行の指定口座に振り込まれているが、相生町自治会の会計帳簿には載っていないとも聞く。

(エ) 津市の1,000を超える自治会のうち、5地区（約190自治会）の資源ごみだけを特別扱いして集める合理的な理由はないのであるから、平成27年から令和3年までの事業の総括と反省もない

ままに事業を再開するのは、パトロールをしなくても収集できることが判然とすることをごまかすためであるとしかいいようがない。

- (カ) 元自治会長の様々な不正行為は、津市の幹部職員との官民癒着の結果であり、津市長と副市長、総務部長、政策財務部長、市民部長、建設部長、環境部長などの幹部職員にも応分の責任があると思慮されることであり、津市長以下、幹部職員の責任をあいまいにするような事業を再開すべきではない。

- (カ) 津市が、元自治会長に支払った最も多額の公金である資源ごみパトロール事業の費用約5,169万円について、合理的な検証作業が行われていないのは、不自然極まりないものである。

資源ごみパトロール事業につき、津市長は、事業に一定の効果があったと弁明しているが、費用対効果の検証作業は全くなされていない。

費用対効果の検証作業もないままに実施され続けた資源ごみパトロール事業は、費用対効果を度外視した元自治会長への不当な公金の流出行為にはほかならないから、請負業者を警備会社に変えて再開することは、官民癒着事業の誤魔化しであるから、事業を再開すべきではない。

- (キ) 事業の再開は、公平の原則に著しく反している。

津市内の自治会数は、1,000を超えるが、対象5地区（約190自治会）以外の自治会では、自治会の自主的パトロールによって資源ごみの持ち去り防止の努力がなされており公費は使われていない。対象5地区のみを特別扱いにする合理的な理由がない。

対象5地区は、ネットで持ち去りやすいという理由であれば、他の自治会のようにボックスのごみ箱の設置を津市が検討すべきことである。

- (ク) 資源ごみの持ち去りが多いことを理由とするのは、資源ごみの価格が高騰していた平成27年当時の時代背景があつてのことであり、価格が大幅に下落した社会経済状況に適合していない事業である。

資源ごみの持ち去りを防止して利益を上げることが目的であるならば、5地区で収支計算すべきものであり、ほかの地区の利益までつぎ込み食いつぶすような事業は裁量権の著しい逸脱であり違法である。

日本経済新聞2020年2月14日は、「段ボール古紙、13年ぶり安値『古紙回収』に支障も」という見出しで、次のように報じている。

「段ボールの原料となる古紙の国内価格が一段と下がった。指標の段ボール古紙は13年半ぶりの安値になった。消費増税を背景にした消費不振で国内では日用品を中心に荷動きが停滞し、段ボール需要が落ち込んでいる。古紙の輸出先である中国は環境規制の強化や新型肺炎の影響で日本産古紙の購入を減らしており、古紙の需給が一段と緩んでいる。」

古紙問屋が回収業者から仕入れる古紙買値

- a 段ボール 5円/kg（下落は2か月ぶりで2006年10月以来の安値）
- b 雑誌 3～4円/kg
- c 新聞 6～8円/kg

関東地区主要古紙価格推移表（古紙問屋が製紙メーカーに引き渡す店頭渡し価格。令和元年12月）

- a 段ボール 18円/kg～
- b 雑誌 15円/kg～
- c 新聞 17円/kg～

このように、資源ごみの価格が暴落している現状において、事業の再開は津市民の賛同を得られる事業ではない。

#### (ケ) まとめ

癒着の頂点というべき資源ごみパトロール事業について、津市長以下、津市幹部職員が政治的責任、道義的責任、法的責任を何らとることもないままに、漫然、資源ごみパトロール事業を再開することは、極めて合理性を欠いたものであり、財務会計行為としても違法であるので、差し止めの措置を講じるように勧告されたい。

## 第2 監査の実施

### 1 監査の対象事項

本件監査請求の監査の対象事項について、本件監査請求は、適法な監査請求であるか否か、適法な監査請求であると認めたときは、当該適法な監査請求に係る財務会計行為が違法若しくは不当な行為に当たるか否か、と

した。

## 2 監査の手続

本件監査請求の監査の手続については、次のとおり行った。

### (1) 津市集会所建築等補助金等の返還請求の不行使について

監査対象部局を市民部地域連携課及び環境部環境事業課とし、書面による事実確認を行うとともに、関係職員の陳述を聴取した。

### (2) 資源物持ち去り防止パトロール事業について

本件監査請求の監査の手続について、監査対象部局を環境部環境政策課とし、関係書類の提出を求めるとともに、関係職員の陳述を聴取した。

## 第3 監査の結果

### 1 確認した事実の概要

#### (1) 津市集会所建築等補助金等の返還請求の不行使について

請求人が提出した事実を証する書面、市民部地域連携課及び環境部環境事業課が提出した関係書類、令和3年4月28日及び同年5月11日に聴取した陳述の内容により確認した事実の概要は次のとおりである。

#### ア 集会所建築等補助金

##### (ア) 刑事告訴

- a 告訴日 令和3年4月2日
- b 告訴人 津市長 前葉泰幸
- c 宛先 三重県警察
- d 事由 詐欺罪

##### (イ) 補助金返還請求

津市補助金等交付規則（以下「規則」という。）第15条の規定に基づく補助金交付決定の取消しを行った事実は認められず、規則第16条の規定に基づく補助金返還命令は行われていなかった。

##### (ウ) 民事上の損害賠償請求

不法行為に基づく民事上の損害賠償請求を行った事実は認められなかった。

#### イ 自治会掲示板設置補助金

##### (ア) 刑事告訴

- a 告訴日 令和3年2月5日
- b 告訴人 津市長 前葉泰幸

c 宛 先 三重県警察

d 事 由 詐欺罪

(イ) 補助金返還請求

規則第15条の規定に基づく補助金交付決定の取消しを行った事実は認められず、規則第16条の規定に基づく補助金返還命令は行われていなかった。

(ウ) 民事上の損害賠償請求

不法行為に基づく民事上の損害賠償請求を行った事実は認められなかった。

ウ ごみ一時集積所設置等事業補助金

(ア) 刑事告訴

a 告訴日 令和3年2月5日

b 告訴人 津市長 前葉泰幸

c 宛 先 三重県警察

d 事 由 詐欺罪

(イ) 補助金返還請求

規則第15条の規定に基づく補助金交付決定の取消しを行った事実は認められず、規則第16条の規定に基づく補助金返還命令は行われていなかった。

(ウ) 民事上の損害賠償請求

不法行為に基づく民事上の損害賠償請求を行った事実は認められなかった。

エ 本件請求に関する津市長の意向

令和3年4月19日定例記者会見において、本件請求が提出されたことを受けて、元自治会長等が起訴された案件について、補助金返還を求める手続きをしたいとの意向を表明した（令和3年4月20日付け毎日新聞）。

(2) 資源物持ち去り防止パトロール事業について

本件監査請求について、請求人が提出した事実を証する書面、環境部環境政策課が提出した関係書類、令和3年4月28日及び同年5月11日に聴取した陳述の内容により確認した事実の概要は次のとおりである。

ア 平成27年7月から令和3年2月までの事業について

(ア) 事業の目的

資源物の持ち去り行為が絶えない中で、自治会員がパトロール等に参加することにより、自治会内及び近隣地域住民のごみに対する意識の向上を目的とした。また、資源物（古紙等、金属）の持ち去りを防止することで、安全、安心な資源物の排出環境の創出を図ることとした。

(イ) 各年度の対象地区、契約金額

a 平成27年度

(a) 平成27年7月

1地区（敬和地区）、14万7,420円

(b) 平成27年8月

3地区（敬和、養正、北・南立誠地区）、31万9,410円

(c) 平成27年9月

5地区（敬和、養正、北・南立誠、新町、育生地区）、47万9,115円

(d) 平成27年10月から平成28年3月まで

5地区（敬和、養正、北・南立誠、新町、育生地区）、57万6,792円

b 平成28年度

(a) 平成28年4月

3地区（敬和、養正、育生地区）、46万5,122円

(b) 平成28年5月から平成29年3月まで

5地区（敬和、養正、育生、修成、北・南立誠地区）、88万6,320円

c 平成29年度

(a) 平成29年4月

5地区（敬和、養正、育生、修成、北・南立誠地区）、70万円

(b) 平成29年5月から平成30年3月まで

5地区（敬和、養正、育生、修成、北・南立誠地区）、86万6円

d 平成30年度

5地区（敬和、養正、育生、修成、北・南立誠地区）、94万8円

万円

e 令和元年度

5地区（敬和、養正、育生、修成、北・南立誠地区）、956万7,900円

f 令和2年度

5地区（敬和、養正、育生、修成、北・南立誠地区）、840万546円

令和2年度契約については、市の補助金を詐取したとして、津市が詐欺罪で刑事告訴したことを踏まえ、委託先としての社会的信用を大きく低下させたとして、業務委託契約書第18条第6号の規定により、令和3年2月12日に契約を解除した。

(ウ) 積算内訳

各年度ともに、パトロール車出動台数1台当たりの単価×出動台数として計算する。平成30年度以降のパトロール車出動台数1台当たりの単価（税抜き）は1万4,630円であった。

(エ) 対象地区

資源物（古紙等、金属）の収集量の多い地区を基本として、選定地域の位置のバランスを考慮して3地区を選定し、その後近接地区を含め5地区としていた。

(オ) 実施方法

資源物（古紙等、金属）収集日前夜及び当日午前、2人1組を1班1車両として、最大3班体制でパトロールすることにより実施していた。

持ち去り行為を現認した場合は、速やかに警察に通報するとともに市へ連絡するとしていた。

イ 令和3年度事業について

(ア) 事業の目的

環境部環境政策課は、自治会委託のパトロールにより持ち去り行為者の通報件数は減少しており、一定の効果があつたといえるものの、持ち去り行為はなくなっていないことから、津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例（以下「条例」という。）第16条の2の規定に基づき、市職員が持ち去り行為を行わないよう命じることで、持ち去り行為を取り締まることの補完業務として、次のとおり、新

たに資源物持ち去り防止取締支援事業に係る予算措置を行った。

(イ) 令和3年度当初予算額

193万6,000円

(ウ) 積算内訳

他市で実績のある警備会社からの見積徴取により、2人乗車1台3時間あたりの費用は約2万円（税抜き）である。

よって、1回2台出動、月4回程度、期間が5月から3月までの11か月で積算すると、2万円×2台×4回×11か月×1.1=193万6,000円となる。

(エ) 事業の概要

a 対象地域

津市全域を対象とする。その中で、これまでに持ち去り行為者の目撃情報が多い人口密集地域を設定する対象地域とする。

b 実施回数

目撃情報から必要に応じて随時実施する。平均して月4回程度とする。

c 実施方法

取締日は、各地域の金属ごみ又は資源ごみ（新聞・雑誌）の当日あるいはその前日とする。

市職員が取締日に、これまでに持ち去り行為の目撃情報があった地域のごみ一時集積所付近で待機すると同時に、警備会社の職員が当該地域の巡回を実施する。

(a) 市職員

持ち去り行為の目撃情報があったごみ一時集積所付近で待機し、持ち去り行為を確認する。持ち去り行為者が持ち去り行為を認めたときは、直ちに管轄の警察署に連絡し、現場への出動を要請する。

(b) 警備会社の職員

ごみ一時集積所の巡回を2班に分かれて実施し、持ち去り行為者を発見した際は、随時市職員に連絡する。

d 実施体制

2人1台を基本とする。市職員が4班体制（2人1台、車4台）、警備会社が2班体制（2人1台、車2台）で、1回の取締りを計

1 2 人体制で実施する。

e 実施時間

前日は午後 6 時から午後 10 時まで、当日は午前 6 時から午前 10 時までの 4 時間を基本とする。

f 業務に係る車両

市は、1 日 4 台の公用車を準備する。警備会社は、1 日 2 台の会社名が記載された専用車両を準備する。

ウ 持ち去り行為目撃件数・通報件数の推移  
別紙資料のとおり

## 2 結論

監査の結果、本件監査請求について、次のとおり判断した。

### (1) 本件監査請求の適法性に係る判断

#### ア 津市集会所建築等補助金等の返還請求の不行使について

請求人は、法第 242 条第 2 項に規定される監査請求期間から 1 年を経過したことについて、正当な理由があると主張しているが、以下のとおり、本件監査請求については、法第 242 条第 1 項に規定される住民監査請求の対象とする財務会計行為としての「財産の管理を怠る事実」に該当し、監査請求期間の制限が及ばない請求となることから、適法な監査請求であると判断した。

請求人が、津市長が 3 件の詐取された補助金の返還請求を行っていないと主張していることについて、「補助金交付決定の取消決定が行われていない時点においても、他用途に使用された場合に合理的な理由なく補助金の返還を求めないことは、補助金交付決定の取消しを行わないことを含めて、法 242 条 1 項所定の「財産」に属する補助金返還請求権の管理を怠る行為に該当すると解すべきである。」（仙台高等裁判所平成 27 年 7 月 15 日判決）とされており、津市長が補助金の返還請求権を行使していないことが、法第 242 条第 1 項に規定する「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」に該当すると主張しているものと解されることから、監査の対象とした。

#### イ 資源物持ち去り防止パトロール事業について

##### (ア) 適法な監査請求であると判断したもの

令和 3 年度執行予定の事業を対象とした請求については、住民監査請求の対象とする財務会計行為に係るものであることから、適法

な監査請求であると判断したので、監査の対象とした。

(イ) 不適法な監査請求であると判断したもの

平成27年7月から令和3年2月までの事業により支出した委託料は、資源物持ち去り防止を口実とした不当な公金支出であり、市にいくらの損害を与えたのかを明らかにするよう求めていることについては、住民監査請求として求めることのできる措置に当たらないものであることから、不適法な監査請求であると判断したので、監査の対象外とした。

(2) 適法な監査請求に係る判断

ア 津市集会所建築等補助金等の返還請求の不行使について

監査の結果、津市長は、告訴した3件の補助金返還請求権を行使することを怠っていると認められるため、本件請求には理由があるものと認めた。

イ 資源物持ち去り防止パトロール事業について

適法な監査請求に係る請求人の主張は、認めることができないものと判断した。

3 結論に至った理由

(1) 津市集会所建築等補助金等の返還請求の不行使について

平成16年4月23日最高裁判所判決によると「地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法240条、地方自治法施行令171条から171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使について裁量はない。」とされている。

そこで、判例に照らし、3件の補助金返還請求権の行使又は不行使に係る津市長の裁量権の有無について検討する。

3件の補助金は、いずれも規則及び各補助金交付要綱に基づき、元相生町自治会に交付されたものであり、交付先の不当利得に対する返還請求権については、法第240条第1項の金銭債権に該当し、地方自治法施行令第171条から第171条の7までの規定が適用されるいわゆる私債権であると解される。そうすると、津市長は、規則第15条の規定に基づく補助金の交付決定の取消しを行っていないことから、現時点においては債権としての補助金返還請求権は発生していないものの、自ら

刑事告訴を行い、補助金交付決定取消事由に該当していることは当然に  
了知しているのであるから、実質的には客観的な債権が存在している  
と言えるものであり、刑事告訴してからの期間を考慮しても、補助金の返  
還請求をしないことを相当とする特段の事由も見当たらず、津市長に補  
助金返還請求権を行使しない理由はない。

よって、津市長は補助金返還請求権を行使することを怠っていると判  
断した。

## (2) 資源物持ち去り防止パトロール事業について

### ア 監査の対象について

請求人は、平成27年7月から令和3年2月までの委託契約と、令  
和3年度に実施しようとする事業を一体のものとして事業の違法性を  
主張しているが、本件監査請求の対象となる財務会計行為は、あくま  
で令和3年執行予定の事業であり、令和3年2月までの委託契約とは  
別個の委託契約として監査するのが相当である。令和2年度の委託契  
約については、令和3年2月に契約解除されており、令和3年度事業  
は、事業内容を見直した上での新たな契約行為となることから、平成  
27年7月から令和3年2月までの事業の違法性の存否は、本件監査  
に影響するものではない。

### イ 令和3年度事業の違法性について

請求人は、資源ごみ（新聞、雑誌）の売払代金と委託料の比較によ  
り、事業が赤字であること、対象5地区を特別扱いしてきた合理的な  
理由がないこと、元自治会長と津市長を始め、市幹部職員との官民癒  
着の事業であることを理由として、当該事業は、法第2条が規定する  
「最少の経費で最大の効果」の原則に反しており、著しく裁量権を逸  
脱した違法な事業であると主張している。

確かに、請求人が主張するように、資源ごみの持ち去りを防止して  
得られる売払代金と事業委託料を比較すれば、赤字となることは明ら  
かであるが、これは事業を一側面からしか見ていないこと、歳入確保  
のみが目的の事業ではないことから、赤字であるからと言って、違法  
な事業であるとは言えない。

また、令和3年度事業は、市職員が条例第16条の2の規定に基づ  
き、条例違反者に禁止命令を発し、資源ごみの持ち去り行為取締りの  
補完業務を目的として、令和3年第1回市議会定例会における予算審

議を経て事業を実施しようとするものであり、条例遵守のために必要な施策については、市長に与えられた裁量的な政策判断の問題であって、確認した事実の概要等から判断すると、政策的・技術的な裁量権を明らかに逸脱した違法なものと言うこともできない。

よって、令和3年度事業について、裁量権を著しく逸脱した違法性は認められず、請求人が主張する事業の差し止めは必要ないものと判断した。

#### 第4 勧告

津市長は、詐取された3件の告訴に係る補助金について、令和3年6月14日までに、津市補助金等交付規則第15条の規定に基づき交付確定及び交付決定を取り消し、同規則第16条に基づきその取消しに係る補助金及び加算金を付して返還することを請求するための措置を講じるよう、地方自治法第242条第5項の規定に基づき勧告する。

なお、平成22年12月6日付け津市監査委員告示第8号においても付言したが、同規則第15条第2項で準用する第8条第3項の規定に基づき補助金等交付決定取消通知書（第5号様式）を通知するに当たって、当該様式に教示している審査請求及び処分の取消しの訴えは、市の補助金の交付が公権力の行使に当たるとはいえず、いずれもこれを行うことはできないのであって、教示を削除すべきであり、同規則第16条の規定に基づく補助金等返還命令書（第9号様式）についても同様であることを、改めて申し添える。

#### 第5 意見

市と元自治会長の間には、様々な不適切な関係が明らかにされ、資源物持ち去り防止パトロール事業は令和3年2月に委託先としての社会的信用を大きく低下させたと判断して、資源物持ち去り防止パトロール事業の契約解除に至った。その後、元自治会長は補助金をだまし取った詐欺の容疑で逮捕・起訴に至ることとなったが、各種報道等により市に対する市民からの信用を大きく損ねることとなった。

令和3年度事業の差し止めの必要はないものと判断したが、平成27年7月から令和3年2月までの事業の実績確認等についても様々な疑惑が生じているため、市民に理解を得られる説明を尽くした上で、事業を実施さ

りたい。

以上

## 持ち去り行為目撃件数・通報件数の推移

令和3年4月末現在  
(件)

年度	市民からの通報件数		職員の目撃件数		自治会委託による目撃件数	
	件数	対前年比	件数	対前年比	件数	対前年比
平成23年度	201	—				
平成24年度	168	▲ 33				
平成25年度	109	▲ 59				
平成26年度	113	4				
平成27年度	66	▲ 47	224	—	62	—
平成28年度	41	▲ 25	155	▲ 69	21	▲ 41
平成29年度	22	▲ 19	66	▲ 89	76	55
平成30年度	40	18	43	▲ 23	106	30
令和元年度	67	27	32	▲ 11	117	11
令和2年度	42	2	16	▲ 27	108	2
令和3年度	4	▲ 38	3	▲ 13		

(人)

年度	警告者数	禁止命令者数	告発者数
H23～26	49	17	2
H27	1	2	0
H28	4	0	1
H29	4	3	0
H30	0	1	2
R01	2	0	0
R02	0	0	0